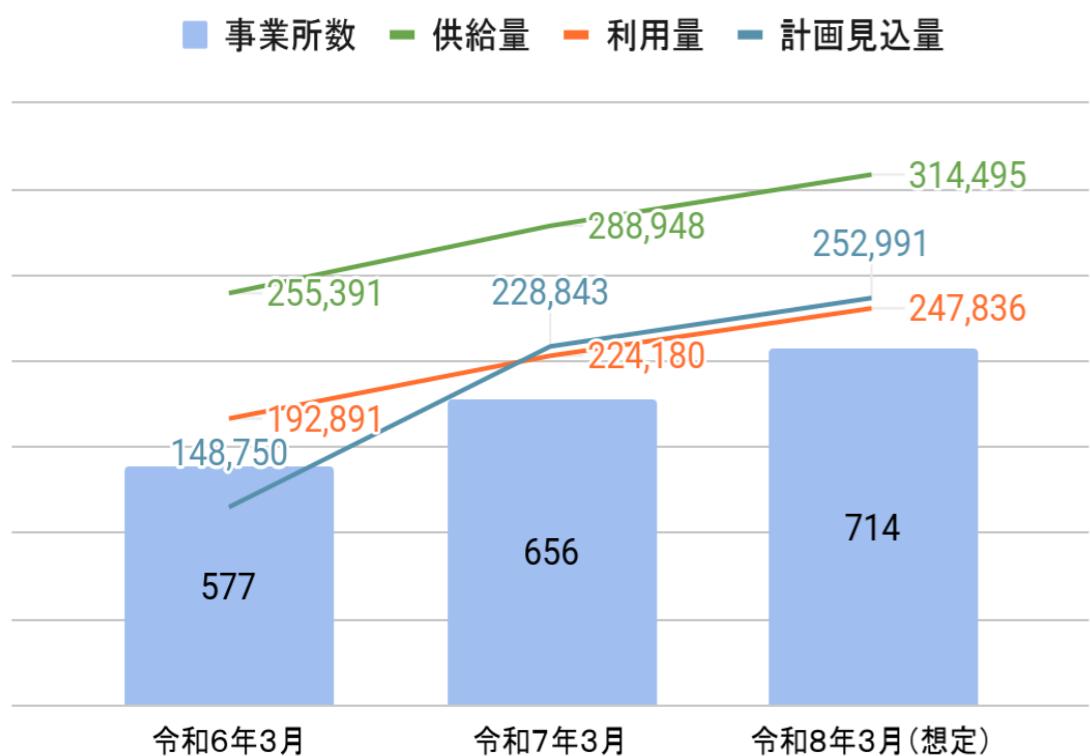


# 就労継続支援B型に係る質の向上に向けた取組みについて

## 1 札幌市の現状

- 指定就労継続支援B型事業所は、直近10年間で3倍のペースで増加しており、政令市の中でも2番目に多く、突出している。
- さっぽろ障がい者プラン2024で定めるサービス利用見込量に対して、供給量が大幅に超えており、必要とされる数の事業所が既に確保されている。

就労継続支援B型事業所数等の推移



	事業所数	計画見込量	供給量	利用量
令和6年3月	577	148,750	255,391	192,891
令和7年3月	656	228,843	288,948	224,180
令和8年3月(想定)	714	252,991	314,495	247,836

- 事業所数の急増により、専門性を備えた人材確保が難しくなる結果、十分な知識や経験を持たない職員配置により、利用者の就労支援の質が低下する例もある。
- 利用者確保を目的に、軽易な生産活動や、過大な工賃設定、利益供与等で利用者を誘引又は囲い込みするなど不適切な事業者が散見される。

## 2 新規事業者指定の一時停止

- 供給過剰が解消されるまでの当面の間、新規指定を一時停止(既存事業所の定員増含む)。
- 開始時期は、最速で令和8年1月想定。
- 令和8年度のさっぽろ障がい者プランの一部改定時に見込量(令和9~11年度)を精査し、指定再開の有無や時期について、国のガイドライン策定の動きなどを踏まえ、事業者の就労支援の質や利用者ニーズなども勘案し、慎重に検討する。

## 3 国の検討状況

- 令和7年7月24日の社会保障審議会障害者部会において、総量規制に関連して以下のとおり議論されるとともに、国においてガイドライン策定を検討する旨が示されている。

### ①供給過剰による課題

- 一般的に、事業者が増えれば質の低いところが淘汰されるが、障害福祉サービスでは利用者が主体的にサービスを選べる環境が十分に整っておらず、数の増加が必ずしも質の向上につながらない可能性がある。
- 供給過剰になると、不必要的需要を生み出してしまう可能性がある。障害福祉サービスの運営費はほぼ公費で賄われているため、利用は真に必要な方に限定されるべき。

### ②総量規制と質の確保

- 総量規制は、要件を満たしていても質の低い事業者を新規参入の段階で排除できる余地を生み出す点で、一定程度質の確保に資すると考えられるが、一方で、既に指定されている事業所の質の確保も同時に行う必要がある。

## 4 既存事業所の質の向上に向けた札幌市独自の取組

- 既存事業所に対して、令和7年6月17日付け札障第1160号「指定就労継続支援B型における条例遵守の徹底、指定更新の要件化等について」において、以下のとおり通知した。

- 条例に規定される以下を遵守していない場合は、令和9年4月1日以降、指定を更新しない。
  - 利用者に対し、生産活動に係る事業の収入からその事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うこと。
  - 利用者に対し支払われる1月当たりの工賃の平均額が、3,000円を下回っていないこと。
  - 利用者の自立した日常生活及び社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めよう努めること。
  - 工賃に給付費による収入を充てないこと(災害その他やむを得ない理由がある場合を除く)。
- 「WAM NET」及び「元気さーち」において、生産活動の具体的な内容や平均工賃月額等の実績を公開すること。

- 令和7年度から、運営指導業務の委託を開始。令和8年度以降、全事業所に対し、3年に1回程度の頻度での運営指導を実現することにより、運営基準の遵守、給付費算定の適正化等を図る。
- 自立支援協議会就労支援推進部会と協力して、就労継続支援B型の運営に当たってのガイドライン策定に向けた検討を開始。